

○岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程

昭和63年4月1日

市水道局管理規程第6号

岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程（昭和52年市水道局管理規程第16号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、岡山市水道局契約規程（平成2年市水道局管理規程第13号）第88条の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事に要する経費について行う前払金について必要な事項を定めるものとする。

（前払金の対象となる契約）

第2条 前払金の対象となる契約は、岡山市水道局（以下「局」という。）を発注者とする前条に規定する公共工事に係る契約であつて、岡山市水道局事務決裁規程（平成14年市水道局管理規程第4号）別表の1 共通専決事項の表6 工事の施行及び委託業務等の部第1項、第4項及び第5項に規定する契約（土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造にあつては、当該請負金額が1件3,000万円以上で、かつ、納入期限までの日数が120日以上）とする。ただし、単価契約及び概算契約を除くものとする。

（前払金の額）

第3条 前払金により支払うことができる金額（以下「前払金の額」という。）は、当該請負代金額に別表に掲げる公共工事の種別の区分に従い、前払金の割合の欄に定める割合を乗じて得た金額以内の額とする。ただし、当該契約が、岡山市水道局建設工事低入札価格調査実施要綱（平成17年市水道局訓令第30号）第3条に規定する対象工事である場合において、同要綱第5条に規定する調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と工事請負契約を締結した場合については、請負代金額の10分の2以内とし、岡山市水道局建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱（平成20年市水道局訓

令第19号)第3条に規定する対象コンサルタント業務である場合において、同要綱第4条に規定する調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と委託契約を締結した場合については、請負代金額の10分の1以内とする。

2 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年度以上にわたる公共工事の前払金は、前項の規定により算出した前払金の額を当該債務負担行為等の各年度の出来高予定額に対応する金額に区分し、初年度に係るものは初年度に支払い、以後の年度に係るものは当該各年度の予算の配当を待って当該年度に支払うものとする。ただし、年度末に契約する場合、国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合その他特別の事由があると認められる場合には、当該公共工事の初年度年割額の範囲内で、初年度及び翌年度の出来高予定額に対応する金額の合計額を初年度に支払うことができるものとする。

3 債務負担行為等に係る2年度にわたる公共工事のうち工期が12か月以内のもの前払金は、前項の規定にかかわらず、当該公共工事の初年度年割額の範囲内で第1項の規定により算出した前払金の額を初年度に支払うことができるものとする。

（前金払の請求）

第4条 前払金の支払を請求する者は、保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限（債務負担行為等に係る2年度以上にわたる公共工事の場合は、請求する前払金に係る出来高予定額の完成期限）を保証期限とし、前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求するときは、前金払請求書（別記様式）及び当該保証契約証書（正副2通）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（特別な契約事項）

第5条 前金払に係る公共工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前払金は、受注者が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。
- (2) 第7条の規定により前払金の追加払し、又は返還させること。
- (3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金の支払)

第6条 管理者は、適法な前払金の請求書を受領したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

2 前払金の支払は、第4条第2項に規定する保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

(前払金の追加払又は返還)

第7条 管理者は、工事内容の変更その他の理由により当初の請負代金額の10分の2以上請負代金額を増額したときは、当該増額後の請負代金額について第3条第1項の規定により計算して得た額から既に支払った前払金額を差し引いた額を前払金として追加払することができる。

2 管理者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であつて、既に支払った前払金額が減額後の請負代金額について第3条第1項の規定による割合に10分の1を加えた割合により計算して得た額を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

(前払金の使途制限)

第8条 受注者は、契約に定める場合を除き、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として、必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第9条 管理者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 第4条第1項に規定する保証契約が解除されたとき。
- (3) 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第7条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パ

ーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 編入前の建部町及び編入前の瀬戸町において締結された契約に係る前金払いの取扱いについては、この規程の規定にかかわらず、それぞれ編入前の建部町財務規則（昭和42年建部町規則第4号）及び編入前の建部町工事執行規則（平成17年建部町訓令第2号）並びに編入前の瀬戸町財務規則（昭和40年瀬戸町規則第72号）及び編入前の瀬戸町建設工事執行規則（昭和40年瀬戸町規則第75号）の例による。

附 則（平成2年市水道局管理規程第14号）

この規程は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成6年市水道局管理規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年市水道局管理規程第14号）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成15年市水道局管理規程第11号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年市水道局管理規程第23号）

- 1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年市水道局管理規程第5号）

この規程は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成20年市水道局管理規程第12号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年市水道局管理規程第17号）

- 1 この規程は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年市水道局管理規程第1号）

- 1 この規程は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、同日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年市水道局管理規程第22号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、同日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成22年市水道局管理規程第9号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、同日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年市水道局管理規程第8号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、この規程の施行日以後に公告し、又は通知する契約から適用し、施行日前に公告し、又は通知した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年市水道局管理規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年市水道局管理規程第6号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年市水道局管理規程第5号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年市水道局管理規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市水道局管理規程第4号）

- 1 この規程は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年市水道局管理規程第7号）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年市水道局管理規程第9号）

- 1 この規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の岡山市水道事業等公共工事の前金払取扱規程の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

係る契約から適用し、施行日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年市水道局管理規程第15号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年水道局管理規程第10号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この規程の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

公共工事の種類	前払金の割合
土木建築に関する工事	10分の4
土木建築に関する工事の設計又は調査	10分の3
土地の測量	10分の3
土木建築に関する工事の用に供する機械類の製造	10分の3

別記様式（第4条関係）

前金払請求書

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

年 月 日付けで契約を締結した「
」の前払金の支払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 請求金額 | 円 |
| 2 請負代金額 | 円 |
| 3 前金払対象額 | 円 |
| 4 受領済前金払額 | 円（ 年 月 日受領済） |
| | 円（ 年 月 日受領済） |
| | 円（ 年 月 日受領済） |
| 5 振込先口座 | 別に登録している工事前金払口座 |

受注者 所在地

商号又は名称

